

継続的専門教育(CPE)の制度化

HARA, Ikuo / 原, 征士

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

36

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

43

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2000-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003462>

〔研究ノート〕

継続的専門教育（CPE）の制度化

原 征 士

I. はじめに

職業的会計士の専門能力の維持向上を図るための「継続的専門教育（Continuing Professional Education: CPE, 以下CPE制度という。）が、わが国において1998（平成10）年4月から実施された。日本公認会計士協会（以下協会という。）は、公認会計士制度創設50周年記念事業の一環として、「継続的専門研修制度」と称して、CPE制度を公認会計士制度創設50周年のその年に導入を決定したのである。

協会は以前からCPE制度の必要性を認識し調査・検討を加えており、この制度化のほぼ10年前に一定の結論を得ていた。本稿では、まずCPE制度がわが国に導入された経緯について触れ、つづいてその内容である「継続的専門研修制度」の

概要を述べる。さらにこうして制度化されたCPE制度の今後の方向について考えてみたい。

II. CPE制度の制度化の経緯

1. 「公認会計士継続研修制度に関する提言」（1989（平成元）年2月3日）

協会の公認会計士制度委員会は、1987（昭和62）年11月9日付の諮問事項「公認会計士資格取得後の資質向上のためには、どのような継続的専門教育（Continuing Professional Education=CPE）のあり方が望ましいか検討されたい。」に対する答申として、「公認会計士継続研修制度に関する提言」をまとめた⁽¹⁾。

この「提言」の中で、継続研修制度の必要性に

〈表1〉公認会計士継続研修制度の概要

項目	内 容
運営主体	(1) 運営主体 日本公認会計士協会 (2) 委員会の設置 継続研修委員会（仮称） (3) 事務局の設置 継続研修事務局（仮称）
対象者	原則 全会員（監査法人を除く）
参加方法	監督下にある自発的参加方式
履修の方法	(1) 通常の場合 協会及び協会が適当と認める研究団体等が実施する研修（研究団体等の例示） 公認会計士業務に関連する学会、研究会等会員事務所における研修 (2) その他 協会及び協会が適当と認める団体等が提供する通信教育等 会員の自発的研修、著書、論文、講師等
科目領域	会計、監査、税務、MAS、経済、金融、財務、マーケティング、統計、企業数学、ビジネスロー、情報処理その他の科目
単 位	(1) 時 間 1単位50分 (2) 必要単位 年間40単位 (3) 内容による履修制限（例示） 講師、委員会活動 10%以内 論文、著書、自発的研修 20%以内 (4) 履 修 者 修了証書を交付する
報告・記録	(1) 提出時期 一定の書式により履修後すみやかに提出する。 (2) 提出先 協会の継続研修委員会
参加費用	原則として参加者負担

ついて、次の諸点があげられていた。

(1) 継続研修制度は、公認会計士が経済社会の発展に対応できるように、その資質の向上を図るのに必要である。

(2) 継続研修制度を自主的に実施することによって、会計専門家団体としての協会の存在意義を高め、公認会計士の社会的信頼をより一層高めることが可能となる。

(3) 継続研修制度が確立されれば、現行の公認会計士試験制度の改善策の具体化にも役立つ。

(4) 継続研修制度は、会員に会計専門家としての責任と自覚を持たせ、自らを高揚させるために、常に研修を行う必要のあることを意識づけるものであり、この意識に基づいた会員の不断の努力により、資質の向上が図られる。

提言された継続研修制度の概要は、〈表1〉のとおりである。

2. 「継続的専門教育の制度化に係る基本方針について」(1996(平成8)年4月22日)

1989(平成元)年2月に公認会計士制度委員会が上記の答申書の中で、わが国にCPE制度の導入の必要性を提言して以後、この問題は公認会計士制度制定50周年事業の一環として議論されて行くことになった。

1991(平成3)年11月5日、公認会計士制度制定50周年記念事業計画プロジェクトチームの作成した「公認会計士制度制定50周年事業計画に関する中間報告書」の中で、「継続研修(CPE)の確立」が提案された。

1994(平成6)年8月23日、上記プロジェクトチームから、「公認会計士制度制定50周年記念事業計画に関する報告書」が作成され、上記同様に「継続研修(CPE)の確立」が提案されていた。また同年12月16日、公認会計士制度委員会から、「継続的専門教育(CPE)に関する会員の意識調査のためのアンケートの集計結果について」が答申されている。

協会は、同年12月5日に、公認会計士制度50周年記念事業準備委員会に、CPE準備小委員会を設置し、翌1995(平成7)年11月7日に、公認会計士制度50周年記念事業委員会・CPE小委員会

に改組している⁽²⁾。

1996(平成8)年4月22日、公認会計士制度50周年記念事業委員会によって、「継続的専門教育の制度化に係る基本方針について」がまとめられ、継続的専門教育の制度化についての基本方針が示された⁽³⁾。

そこで示されたCPE制度についての基本的な考え方は、次のようなものであった。

(1) 目的：

「公認会計士の資質の向上を図るため」及び「公認会計士が環境の変化に適應するための支援」

(2) 参加方式：

協会の監督下における参加方式

(3) 対象：

公認会計士(当面、会計士補は対象にしないが、プロフェッショナルとしての体系的かつ一貫した教育という観点から、実務補習のカリキュラムとの調整を図る必要がある。)

(4) 実施方法：

集合研修、自己学習等

ここに示されたCPE制度についての基本的な考え方は、1989年の「公認会計士継続研修制度に関する提言」と軌を一にするものであり、先の「提言」の考え方を引き継ぐものとなっていた。

カリキュラムについては、以下のように全1,034項目が示されていた。

- ・会計及び監査(530項目)
 - 会計実務(72項目)
 - デリバティブの会計(29項目)
 - 監査手続(48項目)
 - 監査実務(113項目)
 - 公会計(72項目)
 - 業種別監査・会計(156項目)
 - 国際会計・監査(40項目)
- ・税務(208項目)
- ・コンサルティングサービス等(296項目)
 - 経営管理(86項目)
 - コンサルティングサービス(51項目)
 - 法律(71項目)
 - コンピュータ(EDP)(67項目)
 - その他(21項目)

カリキュラムについては、今後これを基にして

公認会計士としての経験年数などによって初級、中級に区分すること、また内容によって必修と選択に区分することを検討することとしている。

このような経緯を経て、1997（平成9）年2月17日に開催された理事会において、「継続的専門研修制度」の創設が承認されたのである。

Ⅲ. CPE 制度の概要

1. 「継続的専門研修制度」（1997（平成9）年2月17日）

協会は1997（平成9）年2月17日開催の理事会において、「継続的専門研修制度」の創設を承認した⁽⁴⁾。同日付の文書「継続的専門研修制度」に依りつつ、導入されたCPE制度の概要を辿ることにする。

（1）目的：

「公認会計士の資質の向上を図るため」及び「公認会計士が環境の変化に適應するための支援」を目的とする。

（2）基本方針：

会員が公認会計士としての使命及び職責を全うするために行う自己研鑽を支援すること。従って、CPE制度に基づく研修費用は、参加者が負担することを原則としている。

（3）対象・参加方式：

研修を行う対象は、協会の会員（監査法人は除く。以下同じ。）とする⁽⁵⁾。

参加方式は、「協会の監督下における参加方式」とする。監督の内容は、CPE制度に基づいて会員が実施した研修結果を、協会がモニタリングするものである。

（4）運営主体・運営体制：

協会の本部が主催して運営するほか、本部の委託により地域会及び会員事務所が主催して運営することができるものとする。

運営体制として、協会に継続的専門研修制度協議会（会則に規定する委員会）を設け、企画、運営、教材検討、カリキュラム、単位認定等CPE制度の運営に必要な事項を担当する。

各地域会に継続的専門研修制度運営委員会を

設置し、継続的専門研修制度協議会と連絡、協調してCPE制度の運営に当たる。

監査法人等の会員事務所が協会の委託を受けてCPE制度に基づく研修を行う場合は、事務所の中に、研修計画の作成、集合研修の出欠の管理等、実施に必要な事項に関する事務を行う組織を設け、継続的専門研修制度協議会と連絡、協調してCPE制度の運営に当たることとする。

（5）カリキュラム：

CPE制度は、継続的専門研修制度協議会が定める研修項目、研修内容及び研修要領（以下「カリキュラム」という。）に従うことを原則とする。

（6）研修方法：

CPE制度における研修方法は、次の4種類とする。

①集合研修

集合研修は、主催者により「本部主催」、「地域会主催」、「会員事務所主催」、「他団体等主催」に区分される。

「他団体等主催」については、会員は、日本税理士会連合会、日本弁護士会連合会、日本会計研究学会、国際会計士連盟等の団体等が主催する研修会及び研究会をCPE制度に基づく集合研修として受講することができるとしている。

②自己学習

カリキュラムを参考にして読書、共同学習等の方法により研修する。

③著書等執筆

カリキュラムに関係のある内容の著書及び論文をCPE制度の実施期間内に執筆した旨申告があった場合は、継続的専門研修制度協議会で検討のうえ内容に応じて単位を付与する。

④研修会等講師

カリキュラムに関係のある研修会等の講師をCPE制度の実施期間内に行った旨申告があった場合は、継続的専門研修制度協議会で検討のうえ内容に応じて単位を付与する。

（7）研修単位・取得単位の申告

会員がCPE制度に基づき実施した研修結果は、単位に換算して記録する⁽⁶⁾。正味50分の集合研修（1時間の研修で10分の休憩を想定）を1単位とする。

CPE 制度において会員が取得する単位は、1 年間に40単位以上を目標とする⁽⁷⁾。

CPE 制度に基づき研修を行った会員は、継続的専門研修制度協議会が定める方法により、年1回以上研修の結果（研修の内容及び取得単位）を申告する。

継続的専門研修制度協議会は、会員からの申

告に基づき、取得単位の計算等必要な事務処理を行った後、その結果を会員ごとに年1回通知する。

「継続的専門研修制度」において、上で述べた CPE 制度の概要を一覧表にまとめている。〈表 2〉として、次に掲げておく。

〈表 2〉 CPE 制度の概要

項目	内 容
目 的	「公認会計士の資質の向上を図るため」及び「公認会計士が環境の変化に適應するための支援」
対 象 者	公 認 会 計 士
実 施 期 間	1 年 間（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで） （前期：4 月 1 日～9 月 30 日 後期：10 月 1 日～翌年 3 月 31 日）
参 加 方 式	協会の監督下における自発的参加方式
運 営 組 織	1. 運営主体：日本公認会計士協会 2. 委員会の設置：継続的専門研修制度協議会 3. 事務局の設置：継続的専門研修制度事務局
研 修 方 法	1. 集合研修 （1）協会主催 ① 本部 ・基本研修会／専門研修会 ② 地域会 ・基本研修会／専門研修会／その他の研修会 ③ 協会の委員会等への参加 （2）会員事務所主催 ・基本研修会／専門研修会／その他の研修会 （3）上記以外 ・上記（1）及び（2）以外の研修会／各種学会の研究会等 2. 自己学習 読書、テープ・ビデオ・ニューメディアによる学習、通信教育の利用及び小グループ学習 3. 著書執筆 4. 研修会等講師
研 修 内 容	監査・会計、税務、経営指導、職業倫理（詳細はカリキュラムによる。）
単 位	1. 単 位：カリキュラム 1 項目の受講（集合研修で 50 分）を 1 単位とする。 2. 単位数：年間 40 単位以上を目標
結果の申告	受講者は研修結果を前期・後期の年 2 回申告する。
結果の連絡	申告に基づき研修結果（判定結果を含む。）を受講者に年 1 回連絡する。
受 講 記 録	受講記録は一定期間保管する。

2. 「継続的専門研修制度カリキュラム（研修項目一覧表）」（1998（平成10）年3月1日）

継続的専門研修制度協議会は、1998（平成10）年4月から実施される CPE 制度に備えて、同年3月1日に、「継続的専門研修制度の手引き」及び「継続的専門研修制度カリキュラム（研修項目一覧表）〈平成10年度版〉」を作成している⁽⁸⁾。

カリキュラム（研修項目一覧表）は、「主に会員が自己学習の範囲を決めるに当たり参考にする

ために作成したもの」であり、「現在一般に考えられる研修内容を網羅的かつ体系的に分類整理したもの」⁽⁹⁾である。

カリキュラムは、以下の8項目に区分されている。

- （1） 倫理・制度
- （2） 会計
- （3） 監査
- （4） 税務

- (5) コンサルティング
- (6) 非営利
- (7) 業種別
- (8) 業務能力開発

さらにその中に大分類、小分類、研修項目の3段階の区分を設け、研修項目ごとに履修単位と研

修コードを付している。その例を、「監査」の分類から示すと、〈表3〉のとおりである（監査の分類の大分類は、「原論」、「企業一般」、「その他」であり、「原論」の小分類「監査制度総論」について示した）。

〈表3〉カリキュラム（監査・原論）

大分類
30 監査・原論

小分類	研修項目	履修単位 合計	参 考	
			内 容	履修 単位
01 監査制度総論	01 監査制度総論 (300101)	2		2
	02 証券取引法に基づく監査 (300102)	2	1. 証券取引法に基づく監査制度	2
	03 商法に基づく監査 (300103)	2	1. 商法に基づく監査制度	2
	04 その他の監査制度等 (300104)	2		2
	05 国際監査基準 (300105)	2	1. 国際監査基準とわが国の監査基準との差異	2

このカリキュラムは、集合研修においても自己学習においても用いることができる。自己学習の場合には、目次から研修する項目を選び、参考として記載されている内容を基にしなが、適当な図書を探した上で研修することになる。

3. CPE 指定記事

継続的専門研修制度に関する細則第13条第3項には、「継続研修協議会は、刊行予定又は刊行の図書等を研修教材として指定することができる。」と規定している。同協議会は、JICPA ジャーナルの記事を研修教材に指定し、CPE 指定記事と呼んでいる。目次ページのCPE 指定記事の行頭にCPE 指定記事のマークを付し、該当記事の末尾に、研修コードと履修単位を記載している⁽¹⁰⁾。CPE 指定記事が掲載され始めた当初の半年間のCPE 指定記事と履修単位数は、次のようであった。

- (1998年5月)
 - ・中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書 1単位
 - ・連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書 1単位
 - ・研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書 1単位
 - ・国際会計基準第1号（改訂）、財務諸表の表示 1単位
- (1998年6月)
 - ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成10年度版）、大蔵省証券局企業財務課 1単位
 - ・三重県における企業会計方式の導入、石原俊彦 1単位
 - ・国際会計基準第14号（改訂）、セグメント別報告 1単位
- (1998年7月)
 - ・平成10年度税制改正のポイント解説（1）、佐川洋一 4単位
 - ・「中間連結財務諸表等の作成基準の

- 設定に関する意見書」の解説，加藤厚 1 単位
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」の解説，加藤厚 1 単位
 - ・研究開発費等に係る会計基準の設定について，持永勇一 1 単位
 - ・インタビュー：監査基準委員会報告書「専門家の業務の利用」及び「内部監査の整備及び実施状況の把握とその利用」をめぐって 1 単位
 - ・国際会計基準第17号（改訂），リース 1 単位
 - ・公会計委員会研究報告第2号，地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン 3 単位
 - ・「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査の取扱い」に関する Q&A 1 単位
(1998年8月)
 - ・平成10年度税制改正のポイント解説(2)，兵庫浩・笠原昇 2 単位
 - ・退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 1 単位
 - ・中間監査基準の設定に関する意見書 ——— 1 単位
 - ・監査基準，監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書 1 単位
 - ・商法と企業会計の調整に関する研究会報告書 1 単位
 - ・学校法人委員会，「基本金に関する実務問答集（中間報告）」の一部改訂について 2 単位
(1998年9月)
 - ・有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る省令改正について(2)，兼田克幸 1 単位
 - ・会計士監査の在り方についての主要な論点，公認会計士審査会 1 単位
 - ・情報システム導入時における監査上の留意点，中村元彦 1 単位
 - ・日本内部監査協会の「内部監査の強化・推進のための提言」の意義，友杉芳正 1 単位
- ・ディスカッション・ペーパー「会計士の不正・腐敗との戦い」の公表について 1 単位
(1998年10月)
 - ・企業会計審議会意見書の解説，退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書，多賀谷充 2 単位
 - ・減損会計をめぐる論点——減損会計研究委員会報告書の概要——松岡寿史 1 単位
 - ・経営研究調査会研究報告第6号，ベンチャー企業の支援と公認会計士の役割について 5 単位
 - ・国際会計基準第19号（改訂）従業員給付 5 単位
各月の CPE 指定記事の件数と総単位数を示せば，次のようになる。
- | | | |
|---------|----|------|
| 1998年5月 | 4件 | 4単位 |
| 6月 | 3件 | 3単位 |
| 7月 | 8件 | 13単位 |
| 8月 | 6件 | 7単位 |
| 9月 | 5件 | 5単位 |
| 10月 | 4件 | 13単位 |
- 半年間の CPE 指定記事は，30件・45単位となっている。1年間の総履習単位が40単位であってみれば，この指定記事のいくつかを読むことによって，所定の単位がカバーできることになる。
- 指定記事の指定の傾向としては，企業会計審議会の意見書，国際会計基準，また税制改正や公会計また学校法人会計に関する記事を含むものとなっていた。

IV. CPE 制度の今後の展望

日本公認会計士協会は，公認会計士制度創設50周年記念事業の一環として，1998（平成10）年4月より，CPE 制度を導入した。協会は，公認会計士制度50周年にあたって，次に掲げる「アピール宣言」を表明した⁽¹¹⁾。

1. 自己改革

厳正な独立性，公正性を保ち，常にプロフェッ

ショナルとしての資質の向上を図る。

2. 制度改革

監査・会計に関する諸制度とそれを支える経済社会のシステムをグローバルな観点から見直し、より質の高い情報開示制度を実現する。

3. 社会貢献

公認会計士としての専門的知識に基づき、社会に対して有益な提言を積極的に行うとともに、国家経済のなかで専門性を生かした貢献を行う。

このアピール宣言の第一点「自己改革」について、次のような意向が表明された¹²⁾。すなわち、「改革の第一点は自らの改革である。改革を必要とするのは我々を取り囲む制度に対してだけでなく、公認会計士一人ひとりの意識改革も必要としている。我々プロフェッショナルとしての自覚を社会に示さなければならない。我々だけでできる改革は自らの手ですすんで取り組まなければならない。」と。その自己改革の中には、監査業務の品質管理とそのレビュー制度の確立や監査実務指針の体系的整備と共に継続的専門研修制度、すなわち「CPE 制度」の導入が含まれていた。

公認会計士制度全般の見直しについては、その前年1997（平成9）年4月に、公認会計士審査会から、「会計士監査の充実に向けての提言」が発表されていた。そこには、3つの側面を示し、10の具体的施策が示されている¹³⁾。

1. 投資家と発行体を正しく結ぶための会計士の積極的関与

- (1) 高度化する監査上のニーズに対する積極的対応
- (2) 監査役監査・内部監査との相互補完
- (3) 監査を義務付けられていない企業の内
部統制整備等への貢献

2. 経済・金融のグローバリゼーションに対応しい監査の遂行

- (4) 監査の品質管理基準（クオリティコントロール）の整備と実務への反映
- (5) 監査実務指針の体系的整備
- (6) 外部の専門家の活用
- (7) 監査報告書の情報提供の拡充

3. 会計士監査に対する信頼を確保するための

会計士協会の機能の発揮

- (8) 監査法人・会計士の監査に対する事後
的審査の実施
- (9) 継続的専門教育制度の実施
- (10) 会計士界の活動に対する開かれた議論
の推進

CPE 制度の制度化は、このように公認会計士制度の見直しの一つの重点事項として指摘されていたところであり、協会は公認会計士制度創設50周年に向けて、その制度化を果たして行ったのである。

協会は、CPE 制度の導入にあたり、向う5年間にわたって段階的に制度の定着を図ることとしている。今後、カリキュラムの体系化、研修教材の整備、研修ライブラリーの充実、さらに受講記録の保管・管理の改善などが図られて行く¹⁴⁾。

CPE 制度への参加方式は、「協会の監督下における自発的参加方式」であった。協会が、会員が実施した研修結果をモニタリングするという方法である。年間履修単位を40単位とし、年2回会員から履修結果を協会に申告することとしているが、「40単位に達しなかったとしてもペナルティーが科せられるというものではありません。」¹⁵⁾ という制度となっている。

すでに述べたが、協会は、CPE 制度の制度化について、ほぼ10年前に「公認会計士継続研修制度に関する提言」（1989年2月3日）を公表した。その中で、会員の参加方式を、「監督下にある自発的参加方式」と決定していた。この方式が、制度化にあたってそのまま引き継がれることとなった。上記「提言」の中で、「『強制的参加方式』は、現状から見て即座に導入し難いと思われる。当面『監督下にある自発的参加方式』により実施し、将来その制度の定着をまって、『強制的参加方式』に移行することも考えられる。」としていた¹⁶⁾。

近年、国際会計士連盟は、「継続的専門教育」に関する国際教育ガイドライン（案）を公表している¹⁷⁾。その中で、世界中のすべての加盟団体に、「強制的参加継続専門教育」を目標とするように勧告している。また、公認会計士審査会は、1999（平成11）年7月2日、「会計士監査の在り方についての主要な論点」を公表した¹⁸⁾。主要な論点として「公認会計士の質及び数の充実」を挙げ、そ

の中の項目の1つとして、「継続的専門研修制度」を含め、次のように指摘していた。

「日本公認会計士協会は、平成10年4月より『継続的専門研修制度』を導入したところであり、これが成果を上げることが期待される。しかし、現在の制度では、各公認会計士の自発的参加が前提となっている等、改善すべき点も多いと考えられ、今後、研修の内容の充実や履修の義務づけ等について検討する必要がある。なお、公認会計士登録を数年ごとの更新制とし、履修を更新の要件とすることも考えられるのではないかとの意見があった。」

公認会計士登録の更新制と結びつけ、CPE制度の強制参加方式への移行の可能性が示されている。今後のわが国のCPE制度の方向をうかがい知ることができる⁽¹⁹⁾。

V. むすび

日本公認会計士協会・中地宏会長は、本年(1999年)7月6日開催の協会の定期総会において、当事業年度の重点施策の一つとして、「継続的専門研修制度の定着及び充実」を掲げている⁽²⁰⁾。また、西暦2000年の取り組むべき課題として、公認会計士制度創設50周年の記念式典で公にした、三つのアピール宣言や公認会計士審査会が示した10の提言に言及しつつ、「継続的専門研修制度の充実・強化」を含む諸施策に取り組むことを明言している⁽²¹⁾。日本におけるCPE制度がさらに一層充実して行くことが期待できるであろう。

公認会計士監査の信頼性が問われている今、アピール宣言に示されたように、制度改革と共に自己改革が強く求められている。公認会計士監査の担い手である公認会計士自身が求められている自己改革を自覚して、このCPE制度に取り組まなければならないであろう。

CPE制度の導入の一年は経過した。協会は、会員からの履修結果を集計・分析し、公表する必要があるだろう。それによって、公認会計士一人一人が、継続的専門教育に取り組んだ実態を示すことができ、社会の公認会計士監査への信頼性の回復に寄与することができるであろう。

〈注〉

(1) この答申「公認会計士継続研修制度に関する提言」は、JICPA ジャーナル、No407、1989年6月号、89-92頁に、掲載されている。

なおこの答申については、拙稿「継続的専門教育(CPE)の制度化に向けて」JICPA ジャーナル、No441、1992年4月号、53-61頁、を見られたい。

(2) 公認会計士制度50周年記念事業委員会「継続的専門教育の制度化に係る基本方針について」(1996(平成8)年4月22日)、1頁。

(3) 同上、2-3頁。

なお、上記「基本方針」については、瀧田輝己稿「継続的会計専門家教育の模索と展望」会計、第150巻第2号、1996年8月号、52-67頁。日本公認会計士協会京滋会編著・中野淑夫監修『日本の公認会計士』1997年、中央経済社、第6章継続的専門教育(瀧田輝己稿)、を見られたい。

(4) 「継続的専門研修制度」は、JICPA ニュースレター、No44、1997(平成9)年6月1日、14-22頁に、全文掲載されている。

(5) 「継続的専門研修制度の創設について」(1997(平成9)年2月17日)の中では、「報告を受けた研修結果は、研修履歴として協会が管理します(なお、研修は会員及び準会員を対象とし、履習記録の管理対象は会員のみとします。)」と説明している。

(6) 「継続的専門研修制度」の資料5として掲げられている、CPE制度の研修方法及び単位認定方法に係わる規定は、次表の通りである。

CPE 制度の研修方法及び単位認定一覧表

実 施 方 法	認 定 方 法
1. 集合研修 (1) 協会主催 ① 本 部 ・基本・専門研修会 ・統一研修会 ・特別研修会 ・研究大会 ・監査事例研修会 ・租税相談室巡回相談(研修) ② 地域会 ・基本・専門研修会 ・その他研修 ③ 協会の委員会等への参加 (2) 会員事務所主催 ・基本・専門研修会 ・その他研修	申請→認定(原則)
(3) 上記以外 ・関連団体の研修(日本弁護士会連合会, 日本税理士会連合会等) ・学会の研究学会等(日本会計研究学会, 日本監査学会, IFAC等主催の国際会議等) 2. 自己学習 読書, オーディオ(テープ学習), ビジュアル(ビデオ学習), ニューメディア(パソコン通信を含むパソコン学習等), 通信教育の利用及び小グループ学習 3. 著書等執筆 4. 研修会等講師	申請→判定→認定

(7) 同上文書で、資料6として掲げられている「CPE 制度における単位取得の例示」は、次の通りである。

CPE 制度における単位取得の例示

記

1. 監査中心の場合(監査法人所属)

集合研修	
本部・地域会主催	10
事務所主催	20
他団体等主催	5
自己学習	5
合 計	40単位

2. 監査と税務半分ずつの場合

集合研修	
本部・地域会主催	15
事務所主催	10
他団体等主催	10
自己学習	5
合 計	40単位

3. 税務中心の場合

集合研修	
本部・地域会主催	5
事務所主催	10
他団体等主催	20
自己学習	5
合 計	40単位

(8) 「継続的専門研修制度の手引」及び「継続的専門研修制度カリキュラム(研修項目一覧表)」は、JICPA ニュースレター、No54、平成10年3月1日臨時増刊、として出版されている。

(9) 同上、10頁。

(10) 「JICPA ジャーナル記事の履修単位認定について」JICPA ジャーナル、No513、1998年4月、13頁。

(11) JICPA ジャーナル、No520、1998年11月、5頁。
企業会計、Vol.50 No12、1998年12月、72頁。

(12) 「公認会計士制度50周年を迎えて——アピール宣言に寄せて——」(公認会計士制度50周年事業組織委員会委員長高橋善一郎) JICPA ジャーナル、No520、1998年11月、4頁。

(13) 公認会計士審査会「会計士監査の充実に向けての提言」JICPA ジャーナル、No503、1997年6

月, 13-18頁。

- (14) 「継続的専門研修制度」JICPA ニュースレター, No44, 1997年6月1日, 15頁。
- (15) 「継続的専門研修制度の手引き — 平成10年3月1日 —」(日本公認会計士協会・継続的専門研修制度協議会) JICPA ニュースレター, 1998年3月1日, 2頁。
- (16) JICPA ジャーナル, No407, 1989年6月, 92頁。
- (17) JICPA ジャーナル, No513, 1998年4月, 29-35頁。この公開草案に対する日本公認会計士協会のコメント, 同上36頁。
- (18) JICPA ジャーナル, No530, 1999年9月, 20-23頁。
- (19) 制度化されたCPE制度への参加方式は、「協会の監督下における自発的参加方式」であるが、銀行等金融機関監査においては、特定のカリキュラムを指定して、監査に従事する者にそれらを履修することを求めている。このように協会は、CPE制度と銀行等金融機関監査などの業種別監査との結び付きを図り、それにより部分的ではあるがCPE制度への「強制的参加」を進めているといえよう(銀行等監査特別委員会報告第5号「銀行等金融機関監査の品質管理に関する実務指針」(1997(平成9)年7月23日), 3(1)。JICPA ジャーナル, No506, 1997年9月, 152頁。)
- (20) JICPA ジャーナル, No530, 1999年9月, 82頁。
- (21) 中地宏稿「会計士監査にとって西暦2000年の意義」JICPA ジャーナル, No534, 2000年1月, 4-5頁。

[付記] 日本公認会計士協会の調査役渡辺宗熙氏および事業部佐々木学氏からご教示いただいたことに謝意を示したい。

なお、本研究は1998年度法政大学特別研究助成金によるものである。